

子どもを暴力・ハラスメントから守るための法制度 ——オーストラリアの子どもに関連する 仕事（刑事記録チェック）法を参考にして——

中京大学スポーツ科学部 教授

石 堂 典 秀

1 はじめに

2020年4月に親による体罰を禁止する児童虐待防止法が改正された。⁽¹⁾ これまでにも子どもたちに対する暴力やハラスメントを取り締まる法律が制定されてきているが、子どもたちの安全は確保されているのであろうか。「令和元年警察白書」によれば、13歳未満の子どもが被害者となった認知件数は年々減少化傾向にあり、平成30年においては約1万3千件弱であったと報告されている。この内訳をみていくと、暴行被害が最も多く（958件）、強制わいせつ（773件）、傷害（714件）、強制性交（151件）、略取誘拐（110件）と続いている。ところで、これを平成21年度と比較すると暴行（757件）、強制わいせつ（944件）、傷害（491件）、強制性交（53件）、略取誘拐（77件）となっている。「強制わいせつ」を除いて、全ての項目で件数が増加していることを示している。児童虐待なども含めた警察が保護した児童数については、平成26年の2,034人から平成30年4,571人へと増加してきている。さらに、少年が被害者となった「強制性交等」の被害者については、平成27年の357人から平成30年には539人と増加傾向にある。さらに、児童ポルノ被害者は、平成25年から平成30年では1,276人とほぼ倍増している。このように個別の犯罪ごとにみていくと被害者となる子どもはむしろ増加傾向にあることが分かる。特に、子どもを狙った性的な犯罪についてその傾向が強い。そして、問題はこれら犯罪の多くが、家族とか顔見知りによる犯行が多いとされている点にある。

学校においては、文部科学省「体罰の実態把握について（平成30年度）」によれば、体罰に関しては、767人の教員が体罰を行い、被害を受けた生徒が1,474人であった。平成29年度では、体罰を行った教員が773人、被害児童が1,347人であった。体罰は禁止されているにもかかわらず、なぜ毎年700人を超える教員が体罰（暴力）を行使し続けているのであろうか。そして、毎年、1,000人を超える児童が被害に遭っているにもかかわらず、何か対策がとられているのであろうか。文科省「平成30年度公立学校教職員の人事行政の状況調査について」によれば、懲戒処分又は訓告等（以下「懲戒処分等」）を受けた教育職員は、5,978人で、平成29年度の5,109人から869人増加している。その中で、体罰により懲戒処分等を受けた者は、578人で、懲戒処分141人、訓告等437人となっている。体罰により懲戒処分等を受けた者の多く（約75%）は、訓告等の処分となっており、体罰を理由とした懲戒免職処分を受けた者はいない。この統計結果を見る限りは、自主退職をしない限りは、生徒

に暴力を振るっても教員を続けることができるということである。⁽²⁾ 免職処分は、過去5年間においてもわずか1件であった。

一方、わいせつ行為等により懲戒処分等を受けた者は、282人で、懲戒処分245人、訓告等37人となっている。懲戒処分の中で、最も多いのが免職処分163人で全体の58%を占めており、次いで停職57人、減給18人、戒告7人となっている。全員が児童に対するわいせつ行為で処分されているわけではないものの、わいせつ行為を行った教員の約半数は教育現場に残っているということになる。この状況に対して文科省は「児童生徒に対してわいせつ行為に及んだ教職員については懲戒免職とすることを引き続き徹底」するとしている。わいせつ行為については平成25年に205人と調査開始以降、初めて200名を超過してから増加傾向にあり、深刻な問題といえる。⁽³⁾

わいせつ行為を行った教員が教育現場に戻ることで問題といえるが、さらに問題は、懲戒免職処分を受けた教員が再任用されているということである。例えば、埼玉県の小学校教諭が2013年に児童ポルノ禁止法違反で罰金刑を受け、停職6カ月の懲戒処分となり依願退職したが、その後、処分歴を隠し、下の名前の漢字を変えて2015年に採用されていた。文科省は、懲戒免職や禁錮以上の刑で免許が失効した教員の再任用を防ぐため2019年度から全国の教委が処分歴をチェックできるシステムの本格運用を始めた（毎日新聞2020年1月20日）。

同様な事件は、保育の現場でも継起している。保育所に勤務していた男性が、2015年4月から2016年3月までの間、保育所で預かっていた計人の幼児に対し、下半身を触ったり、写真や動画を撮影したりしたとして、強制わいせつと児童買春・児童ポルノ禁止法違反の罪で懲役15年の刑を言い渡された。同人は、2010年に幼児に対する強制わいせつの罪で懲役3年の実刑判決を受けたが、出所後、その事実を隠して保育所に勤務していた（朝日新聞2017年12月26日）。同事件を受け、厚労省は犯罪人名簿の活用を都道府県に促す通知を出した。

子どもたちに対する暴力、暴言、わいせつ行為等は学校・保育の現場にとどまらない。レクリエーション、スポーツ施設、塾など子どもをとりまく様々な場所でこの種の問題行動は発生している。たとえば、「警察白書30年版」によれば、平成26年8月から平成28年3月にかけて、低年齢児童を狙ったグループのメンバーである旅行代理店の元従業員6人らは、看護添乗員又はボランティアとして自然体験教室に同行するなどして、同教室に参加した男児等に対してわいせつな行為をし、その状況を撮影して児童ポルノを製造した上、メンバー内及び別の同グループのメンバーである小学校の教員の男と互いに児童ポルノを提供し合うなどしていたという。⁽⁴⁾

スポーツ現場でも毎年、様々な事件が報告されているが、2020年7月20日、国際NGO『ヒューマン・ライツ・ウォッチ』が日本の部活動における体罰の実態調査結果などを公表した（『『数えきれないほど叩かれて』：日本のスポーツにおける子どもの虐待⁽⁵⁾』）。同報告書は50種の競技にわたる計800人以上を調査対象にした。報告書はインタビューによる調査（50人以上）と、オンラインのアンケート（757人が回答）、国内競技団体の面会調査などからなる。オンラインのアンケート調査では、25歳未満の回答者381人のうち19%が、スポーツをしていた間に、殴られる、平手打ちをされる、蹴られる、地面に殴り倒される、物で殴られるといったことを経験したと答えた。全体の18%が暴言を受けたことがあると回答している。子どものときにスポーツをしていて、性的暴行や嫌が

らせを受けたと答えた人も5%いた。インタビュー調査では、指導者の生徒に対する数々の酷い暴力行動や言動が報告されている。同報告書は、スポーツ界での根強い体罰（暴力）文化とその不処罰の文化の存在を浮き彫りにしている。

国際オリンピック委員会（IOC）は、「HRWの報告書を確認した。残念なことに、嫌がらせや虐待は社会の一部であり、スポーツにおいても起きている」とする声明を発表した。⁽⁶⁾ 同報告書を受けて、IOCはJOCと協議を行い、日本のスポーツ界におけるあらゆる形態の虐待撲滅に向けて協調するという（時事通信2020年8月6日）。国際オリンピック委員会（IOC）は、2016年に「スポーツにおけるハラスメントと虐待からアスリートを保護するツールキット（Safeguard athletes from harassment and abuse in sport: For International Federations and National Olympic Committees）」を公刊している。筆者は、このIOCツールキットを含めた海外の取り組み事例を紹介し、検討した。⁽⁷⁾

なぜ、スポーツの現場で体罰やハラスメントが後を絶たないのか。その原因の1つが、問題を起こした指導者が現場に残ることができていることである。時には、そのような指導者は保護者たちから良き指導者として崇められている場合すらある。彼らは犯罪を犯しても「良き指導者」であるが故に、保護者を含めた周りの人たちがこの指導者を庇う傾向があることも指摘されている。しかし、それは加害行為に加担することとなり、虐待の連鎖を生み出すことになる。⁽⁸⁾ このような状況ではもはや現場での自浄作用は期待することはできない。このような似非「指導者」をフィールドから退場願うためのルールが必要となってくるわけである。

また、学校では教員の加重な長労働時間の関係から、部活動の外部化が進んでいくものと考えられる。たとえば、名古屋市では「なごや部活動人材バンク」が開設され、名古屋市立の小学校では、民間委託による運動・文化活動が実施されようとしている。⁽⁹⁾ 専門的知識をもった外部の多様な人材が子どもたちと関わっていくということ自体は歓迎されるべきであるが、それだけ子どもたちが多くの大人と接する機会が増えることになる。経歴調査がなされないまま、多種多様な人たちが子どもたちと関わっていくということは、それだけリスクも高まることは認識されるべきであろう。

IOCのツールキットでは、暴力・ハラスメントの予防から発生・通報・紛争解決までのメカニズムが紹介されているが、その前提にあるのが、問題行動のある指導者を子どもに近づけないことである。

これまでわが国でも子どもたちを暴力や性的虐待の被害から守る取り組みが行われてきているが、その多くは、事件発生後の事後的な対応であった。筆者は、重視すべきは事件の「防止」であって、予防的な措置も必要なのではないかと考えている。海外では、暴力やハラスメントを行う大人を子どもたちに近づけない取り組みが始まってきている。たとえば、オーストラリアでは、「子どもに関連する仕事（刑事記録チェック）法（Working with Children Act）」（以下、WWC法）が制定され、子どもと接する仕事に就く場合には、運転免許証のようなWWCカードの取得が必要とされている。当然のことながら、オーストラリアとわが国では法体系や法文化が大きく異なる。しかし、現在、子どもたちが直面している深刻な状況を鑑みれば、他国であっても先進的な取組事例は示唆を与えるものとする。本稿では、オーストラリアにおけるWWC法の特徴を紹介しながら、わが国における現状とともに今後の子どもの保護のあり方について検討したいと考える。

2 西オーストラリア州における「子どもに関連する仕事（刑事記録チェック）法（Working with Children (Criminal Record Checking) Act）」

（1）西オーストラリア WWC 法の概要

西オーストラリア州では、2006年に「子どもに関連する仕事（刑事記録チェック）法（以下、WWC法）」が制定された。同法の法案解説（Explanatory Memorandum⁽¹⁰⁾）によれば、同法の目的とは、「子ども関連の仕事を行っている人あるいはその仕事を行おうとしている人についての犯罪記録を調べる手続きを提供し」「一定の犯罪について有罪となった人あるいは起訴された人が子ども関連の仕事に就くことを禁止すること」であると説明されている。

この「子どもに関連する仕事」とは、通常の職務が子どもとの接触を伴う、あるいはその可能性高い仕事とされ、同法6条においてその具体的な職種がリストアップされている（【資料1】参照）。また、同法では、「子どもとの接触」を伴うということが要件とされており、子どもとの接触には、①身体的な接触、②口頭によるコミュニケーション（これは、対面、電話、その他の方法を問わない）、③電子的なコミュニケーションの形態が含まれている（WWC法4条）。直接、子どもと接触しない人であっても電話、メール連絡等で子どもに接する機会がある場合には、同法の適用を受けることになる。なお、未成年者が雇用されている場合に、雇用関係に基づく、従業員間の通常の業務から生じる接触はこれに含まれないとしている。

西オーストラリア州では WWC 法のもと、刑事記録を審査するための審査ユニット（Screening Unit）が設置された。【資料1】のように、保育・教育・宗教・スポーツ・レクリエーションなど、子どもと接する可能性の高い18種類の職種が特定され、この種の職業に就く場合には、審査ユニットに申請を行い経歴チェックが義務化された。その一方で、特定の人については、申請が免除されている。その1つが、未成年のボランティアである（WWC法6条2項）。成人ボランティアについては継続的に雇用された場合には申請の対象となる（WWC法58条）が、継続的ではない、短期間のボランティアは同法の対象外になっている。その他、18歳以下の学生で教育課程の一環として従事する場合や、短期の滞在者（2週間を超えない）についても申請が免除されている。

①審査手続きの流れ

子ども関連の仕事に就こうとする人は、適性評価を受けるため、所定の申請書類を WWC 審査ユニットに提出しなければならない。同申請書は、申請者の署名、申請費用の他、雇用先の証明書の添付等が求められている（WWC法9条）。なお、就労を辞めた場合など申請の取り下げは認められている（WWC法11条、21C条）。

申請がなされると、審査ユニットは、全国の犯罪者の前歴が登録されたネットワークにアクセスし、申請者の適性を審査し、許可の通知（assessment notice）もしくは不許可の通知（negative notice）を出す。また、不許可の可能性の高い申請者については暫定的な不許可の通知が先に出されることになる。許可者については WWC カードが発行され、同カードの携行が求められる。この WWC カードの有効期間は3年間であり、引き続き子ども関連の仕事に就く場合には更新が必要となる。さらに、この期間において、犯罪等刑事記録上変更が生じた場合には、審査機関にその変更

の届出を行う義務がある（WWC 法27条～32条）。

許可通知は、以前に発給されていた不許可通知の効果を取消す（WWC 法21条）が、反対に、不許可通知や暫定的不許可通知の発給は、これまでの許可通知の効果を取消すことになる（WWC 法21条（2）（3））。この許可通知を持っていない人や（暫定的）不許可通知を受けた人は「子ども関連の仕事」に就くことはできなくなり（WWC 法23条、24条）、これに違反すると罰則が科される。不許可通知を受けた人は、通知から28日以内に州行政審判所に不服申し立てをすることができる（WWC 法26条）。

②審査の方法

西オーストラリア州では、【資料2】にある通り、申請者が過去に犯した犯罪をクラス1、クラス2に分け、そのクラスに応じて申請評価の取り扱いを変えている。クラス1とは、主に13歳未満の子どもに対する性犯罪を中心として、クラス2は、16歳未満に対する性犯罪を中心に規制の対象としている（クラス1、2以外の犯罪は全てクラス3に分類される）。そして、審査段階においては、下記のように4つの階層に分けて審査が行われる（WWC 法12条）。

1) 許可通知が無条件に発給される場合

- ・申請者に関する犯罪記録がない場合
- ・申請者に関してクラス3の犯罪に関して有罪判決以外の犯罪記録がある場合
- ・申請者に関してクラス3の犯罪に関して係争中の事件がある場合

2) 基本的に、許可通知が発給されるが、例外的状況として、不許可通知を出すべきかどうか判断される場合

- ・申請者に関してクラス3の犯罪に関して係争中の事件がある場合（WWC 法16条、17条の結果）
- ・申請者に関してクラス3の犯罪に関して有罪判決がある場合
- ・申請者に関してクラス1ないしクラス2の犯罪に関して有罪判決以外の犯罪記録がある場合

3) 基本的に、不許可通知が発給されるが、例外的状況として、許可通知を出すべきかどうか判断される場合

- ・申請者に関してクラス3の犯罪に関して有罪判決がある場合でその犯罪行為の最中にわいせつな行為を行ったと合理的に考えられる場合
- ・申請者に関してクラス2の犯罪に関して係争中の事件がある場合
- ・申請者に関してクラス2の犯罪に関して有罪判決がある場合
- ・申請者が未成年時にクラス1の犯罪を犯している場合

4) 不許可通知が無条件に発給される場合

- ・申請者がクラス1の犯罪を犯している場合（未成年の時ではない）

WWC 法によればクラス1の成人時の犯罪については無条件で就労が認められないことになる。クラス2の犯罪についても基本的には就労は認めない方向で審査が行われるが、この場合、「子どもの最善の利益」、「犯罪が犯された時の状況」「犯罪が犯された時の申請者の年齢」「犯罪の性質及び

子どもとの関連性」「子どもとの関係で今後申請者が及ぼす影響（犯罪時の行動と今後の行動の比較）」といった観点から判断されることになる。クラス3の犯罪については、有罪判決を受けた者以外は基本的に就労が認められることになる。

なお、同法のもとでは、刑事記録は有罪判決だけでなく、係争中の事件も含まれており、かなり幅広いものとなっている。有罪判決とは、WWC法8条によれば、以下のものを含んでいる。

- ・裁判所がその犯罪に関して正式に有責性の認定をしている。
- ・裁判所がその犯罪に関して本人の有罪の答弁（plea）を認めている。
- ・刑法27条のもとで、精神錯乱の状態にあったことを理由に責任免除をされている。

後述するように、わが国でいう「刑の消滅」に類似した制度として、刑期終了法（Spent Convictions Act）があるが、刑の消滅後の犯罪記録も審査対象とされ、さらに少年犯罪も審査対象とされている。なお、裁判所によって取り消された有罪判決については適用除外とされている。

③雇用主の義務

このWWC申請は従業員だけでなく、子ども関連の事業者についても申請を義務づけている（WWC法10条）。たとえば、クラス1の有罪判決を受けた人は、子ども関連の仕事に就くことはもちろん、「子ども関連の事業」を行うことも禁止されている（WWC法33条）。また、従業員が何らかの犯罪の疑いがある場合には通報する義務がある（WWC法16条）。

雇用主は、以下の人物を雇用してはならないとされ、これに反すると1万2千ドル及び1年の懲役刑が科されることになる（WWC法22条）。

- ・クラス1及びクラス2の有罪歴のある人物
- ・クラス1及びクラス2の犯罪について告発を受けている人物
- ・有効な許可通知を有していないで、なおかつその申請をしていない人物
- ・WWC評価の申請を取り下げた人物

雇用主も従業員のアセスメントについての結果の通知を受けるとともに、この記録を保管管理することが求められている。特に、個人情報保護の観点から守秘義務が課されている。

許可通知後も、使用者には従業員の法令遵守状況について情報提供義務があり、違反した場合には罰則もある（WWC法45条）。

（2）WWC法の運用状況

西オーストラリア政府は、WWC制度の運用状況に関する監査報告書⁽¹¹⁾を2019年10月23日に出している。2019年6月の時点で、カード保持者は377,199人で、前回行われた2014年の調査から23%増加している。同報告書によれば、WWCカード保持者は、西オーストラリア州の成人の1/5に相当するとされる。2018年度においては、更新を含めて、申請者は130,297人であった（更新しない人も半数以上いるとのことである）。そのうち、申請者全体の83%の人については犯罪記録がなかったとされ、最終的に不許可通知を受けたのは128人であった（申請者全体の0.1%に相当）。不許可通知を受けた人は、州の行政審判所に不服申し立てをすることができるが、暫定禁止通知については認めら

れていない。

クラス1の犯罪経歴のある人や不許可通知を受ける可能性が高い犯罪歴の人については暫定的不許可通知が出される。この暫定措置は25人に出されているが、そのうちの、2人の人がカード保持者として認められている。ところで、暫定的不許可通知の発給までに平均45日かかるとされ、監査報告書では、より迅速な対応を求めている⁽¹²⁾。

この審査に要する日数に関しては、犯罪記録のない人については平均4日で許可通知の発給が行われている。過去に犯罪記録のある人については平均24日となっている。一方、不許可の場合には、平均211日を要している。

暫定的不許可通知を受けていないものの、最終的に不許可処分となったのが105件あり、申請から早くて81日、最長では384日を要していた。なお、西オーストラリア州では、申請から評価結果が出されるまで、子ども関連の仕事に就くことは可能であり、実際には、53人の人が働いていたとされ、これらの多くの人が実際には200日以上子どものもとで働いていたことになる。

仕事別でみると、クラブや協会等が全カード保有者の8%を占めているが、不許可通知を受けた人は全体の15%を占めている。この点では、どのような理由で拒否されたのか不明であるが、スポーツクラブ関係の指導者の占める割合が高いようである。

元々カード保有者であって、犯罪の通知を受けての再評価が行われたのが、2018年で69件あった。そのうち、暫定的不許可通知が50件出され、平均3日で発給がなされている。残りの19件については、審査結果までに87日を要している。警察はWWCカード保持者のリストを有していないため、WWC法関連の犯罪で逮捕された人が出ると、警察から審査ユニットに対して通知が行われる仕組みとなっている。

実際のWWCの運営状況を見ると、不許可や暫定的不許可処分をするまでに相当の期間を要している。子ども保護の観点からすると、迅速な対応が望まれるところである。また、最終的な不許可の件数に対して暫定処分の件数が少ない傾向にあり、子どもの保護の観点からは、暫定的不許可の件数がもう少し増加すべきものとする。また、暫定と言いながら、監査報告が指摘するように、相当の期間を要している事例もみられる。これは、審査の難しさを示すものと言えるが、暫定的処分である以上より迅速な審査が求められている。

3 オーストラリア連邦政府による改革

(1) WWC法改革案

オーストラリア政府は1990年代から、キリスト教会などでの子どもの性被害事件が問題化してきたことから、2012年、未成年の虐待に関するさまざまな組織の反応を調査する王立委員会を設置した。養護施設や教育機関、スポーツやその他のコミュニティー機関、そして教会が対象となった⁽¹³⁾。王立委員会は、教会や学校、スポーツクラブなどの施設や組織で虐待を受けたという被害者の証言を8,000件以上聞き取り、調査結果をまとめた。調査の結果、委員会はオーストラリア国内のカトリック教会の神父の7%が、1950～2010年に未成年を虐待していた可能性がある⁽¹³⁾と結論した。また、指導者の40%が未成年を虐待していたとされる男性修道会もあった。

連邦政府は教会以外の、子どもがかかわる様々な団体にも対象を広げ、WWC法に関して各州の状況を調査し、2015年に32項目にわたる⁽¹⁴⁾勧告を出した。これまでに各州において州法による独自の対応がなされてきたが、各州法間での連携の欠如や齟齬による弊害が問題となってきたため、統一化されるべき項目についての勧告が行われた。

ところで、このWWC法の制定のきっかけとなったのが、通称ウッドレポートと呼ばれる調査報告書であった。NSW警察内部の組織的な汚職事件を調査するため、Wood判事が中心となった王立委員会 Royal Commission into the New South Wales Police Service (1995-1997) が設置されたことに由来する。そして同委員会が警察官の汚職を調査する中で、ニューサウスウェールズ州の警察も関与する組織化された小児性愛者ネットワークの犯罪活動が明らかになり、これら小児性愛者による犯罪の調査も行われた。そこで子ども保護の観点から様々な改革案が提案され、その1つが犯罪記録の⁽¹⁵⁾チェックであった。

連邦政府は、各州でバラバラに行われてきた犯罪記録のチェックを、各州からアクセス可能とする中央集中型のデータベース (CrimTrac) に変えていく方針を出した。そして、この中央集中データベースに記録されるために用語等の統一化を図った。

まず、各州でまちまちであった「子ども関連の仕事」の定義については、簡素化された定義がなされるべきであるとして (勧告5)、子ども関連の仕事とは、大人と「複数の子どもとの接触を伴うもの」 (勧告6) で、子どもと接することが通常の仕事の部分であり、「付随的な」ものは含まれないとしている (勧告8)。そして、「子どもとの接触」とは、身体的接触、対面接触、口頭によるコミュニケーション、書面によるコミュニケーション、または電子的コミュニケーションを指すとしている (勧告7)。

そして、具体的に以下の職業を「子ども関連の仕事」として定義した (勧告12)

- i. 夜間のエクスカージョンや滞在を含む、子どもに対する宿泊および居住サービス
- ii. 宗教組織の宗教指導者、役員、または職員が提供する活動またはサービス
- iii. 保育またはマインドサービス
- iv. 家庭外ケア (OOHC) を含む児童養護サービス
- v. 子どもの関与や、多くの子どものメンバーがいるクラブおよび協会
- vi. 子ども向けのコーチングまたは教育サービス
- vii. エンターテインメントまたはパーティーサービス、ジムまたは遊戯施設、写真サービス、およびタレント・ビューティーコンテストを含む、子ども向けの商業サービス
- viii. 障害のある子ども向けのサービス
- ix. 子ども向けの教育サービス
- x. 子ども向けのヘルス・サービス
- xi. 子どもが拘留されている移民拘留施設を含む、子どもの司法・拘留サービス
- xii. 学校巡回サービスを含む、子ども向けの送迎サービス

これら職種に就く人は、審査機関への申請が義務付けられ、その適格性が判断されることになる。その一方で、申請が免除されるグループも存在する (勧告14)。

- ・ 18歳未満の子ども⁽¹⁶⁾
- ・ 未成年者が働いている職場での雇用主及び同僚
- ・ 「子ども関連の仕事」に従事するのが年間で7日以下の人（但し、宿泊や夜間のエクスカージョンは除く）
- ・ 子どもと同程度の能力で子ども関連の仕事に従事する人
- ・ 警察官
- ・ ボランティアとして参加する両親または保護者（但し、宿泊や夜間のエクスカージョンや、夜間の旅行や宿泊を伴う滞在、閉ざされた空間で密接な個人的接触が含まれる場合の障害のある子どもへのサービスの提供は除く⁽¹⁷⁾）

王立委員会は、対象とする「犯罪」が各州で異なり、その定義が非常に複雑であったことから、まず全ての犯罪歴を対象にした。そして、その犯罪が国内国外で行われたかどうかを問わず、さらに、未成年時の犯罪も含めた（勧告17）。その上で、勧告20は自動的に申請（更新）拒否される犯罪歴と審査の対象となる犯罪歴を分けた。また、犯罪歴以外にも懲戒処分や不正行為の情報も確認することが求められ、最終的には、リスク評価を行った上で、申請の採否が決められることになる。

審査プロセスはいくつかの階層に分かれている。まず、申請が無条件に拒否されるカテゴリーが設けられ、審査機関は、申請者が過去に以下の有罪判決を受けた場合（現在係争中も含めて）には、申請を無条件に却下すべきと勧告している（勧告20）。

- i. 子どもの殺人
- ii. 子どもの故殺
- iii. 子どものわいせつまたは性的暴行
- iv. 児童ポルノ関連の犯罪
- v. 被害者が子どもだった場合の近親相姦
- vi. 子どもの誘拐、連れ去り
- vii. 動物関連の性犯罪（animal-related sexual offences）

その他、上記犯罪カテゴリーでの少年犯罪記録や有罪判決に至らなかった判決の有無、被害者が子ども以外の場合の犯罪記録及びその他性犯罪記録の有無、被害者が子ども以外の場合の暴行、放火、およびその他の火災関連の犯罪、児童福祉関連の犯罪行為、動物への虐待を伴う犯罪行為、薬物関連の犯罪行為の有無についてもリストに入れるように要請している（勧告21）。

いわゆる上記の犯罪カテゴリーに該当しない場合には、審査機関は、実質的に審査をすることになるが、審査機関が申請者の犯罪記録をどの範囲まで審査の対象とするのかが問題となる。連邦政府は、その犯歴が成人または未成年時のものかどうかに関係なく、さらにその犯罪がオーストラリア国内であるかどうかに関係なく、全ての犯罪行為を対象に、以下の範囲の記録を審査するように求めている（勧告17）。

- a. 有罪判決、これは刑期が終了したものも含めた、過去の刑事記録を含む
- b. 有罪判決には至らなかったが有責性が認定された記録
- c. 状況や結果に関係なく、以下のものを含む処分

- i. 係争中の訴え（すなわち、起訴されたが、まだ確定していない状態のもの）。
- ii. 有罪判決以外の方法（例えば、撤回、取り消し、または却下）で、裁判所等で課された処分
- iii. 取り消された訴え、あるいは控訴で無効または取り消された、有罪判決

申請の審査プロセスにおいては、犯罪記録の他に懲戒・不正行為に関する情報（勧告19）や、次のようなリスク評価を行うことが求められている（勧告23）。

- a. 犯罪や不正行為の性質、重大性、その状況、およびこれが子どもや子ども関連の仕事にどのように関連するか。
- b. 犯罪や不正行為が発生してから経過した時間
- c. （被害者となった）子どもの年齢
- d. （被害者となった）子どもとの年齢差
- e. 行動パターンが存在するかどうか等を含めた、個人の犯罪歴および懲戒歴
- f. その経歴と子どもに関連する仕事に従事する適性への影響に関する他のすべての関連する状況

このリスク評価基準を検討する際に、子どもの安全と保護を考慮して、常に子どもの最善の利益が最重要事項とすることを明示することを各州に求めている（勧告24）。そのため、児童保護に関する記録、児童に対する犯罪に関する警察の調査記録、DV命令の記録、性犯罪法での命令や義務に関する記録なども参照すべき事項とされている。

申請者は、審査結果がでる間、子ども関連の仕事に就くことは認められているが、雇用主に申請中の書類を提出しなければならない（勧告25）。

また、勧告では、申請過程における違反行為についても統一化されていないことから、以下のような違反行為を犯罪として処罰するよう求めている（勧告16）。

- a. WWCカードを保持していない、または申請していないで子ども関連の仕事に従事する。
- b. WWCカードを保持していない、またはWWCカードを申請していない人を子どもに関連する仕事に従事させている（雇用主の違反行為）。
- c. 申請に関連して虚偽または誤解を招く情報を提供する。
- d. 申請者またはWWCカード保有者が、新たな刑事処分や勤務先の変更など状況の変化を監督・スクリーニング機関に通知しなかった。
- e. WWCの申請過程で収集された情報の無許可の不正開示

州政府は、申請から5日以内に申請の可否を判断しなければならないとされ、複雑な状況下では21日以内に処理することとしている（勧告26）。申請が却下された場合でもその不服申し立てをすることが認められているが、過去、「子どもの殺人」、「子どもへのわいせつまたは性的暴行」、「児童ポルノ関連の犯罪」、「被害者が子どもであった場合の近親相姦」に関して有罪判決を受けた人の申請は認められない（勧告29）。

なお、認証の有効期間は、5年間とされ、各州が発行する認証カードはいずれの州でも有効なものとして通用するようにした（勧告30、31）。そして、審査機関には許可者に対してもコンプライ

アンスの監視を継続することを求めている（勧告33）。

（2）WWC 法に対する課題

WWC 法のもつ問題点については、オーストラリアでも、いくつかの観点から、検討されている⁽¹⁸⁾。その1つは、刑期の効果の問題である。犯罪者は、過去の犯罪を背負って、子ども関連の仕事に一生就くことはできないのかということである。本項では、この「刑の消滅」の問題と「前科とプライバシーの関係」、「職業上の差別」という観点から WWC 法に対して提起されている問題について検討してみる。

①刑の消滅と前科

まず、第1の問題は、わが国でいうところの「刑の消滅」制度との関係である。刑法第三十四条の二は、「禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。」と規定するように、犯罪者であっても一定期間の経過によって、いわゆる前科が抹消され、職業上の資格制限がなくなると解されている⁽¹⁹⁾。

オーストラリアでも同様に「刑期終了法（Spent Convictions Act）」が存在する。同法は、1986年のクイーンズランド州を皮切りに、1980年代後半から各州において制定されはじめた⁽²⁰⁾。各州において名称・適用範囲等に様々な違いがあるものの、基本的には、刑期が終了後、成人の場合には10年、未成年時の犯罪の場合には5年という期間が経過した後は、有罪判決に関する情報を開示する必要がない等、有罪判決の影響を制限するものである。なお、性犯罪には同法の適用はないとされている。同法のもとでは、一定期間の経過した、重大ではない犯罪に関しては、犯罪歴が犯罪者の現在及び将来の活動に影響すべきではないという考え方のもと差別を防止することにある。

刑期終了法の定義や期間の定義は州ごとに異なる。例えば、西オーストラリア州（The Spent Convictions Act 1988）では、原則、刑期が終わってから10年後とされているが、重大な犯罪と短期の犯罪に分け、薬物使用の場合には3年という短期の措置もある。重大な犯罪の場合（刑期が1年以上もしくは1万5千ドル以上の罰金刑の場合）には、裁判官のもと終了の判断が行われる（西オーストラリア刑期終了法6条）。雇用主が刑期終了を理由に解雇や雇用条件を制限することは違法であると判断される（同法18条）。

なお、警察官、刑務官、教員などの職種については刑期終了法の適用は除外されている。WWC 法もこの同一線上にある。オーストラリアでは、刑期終了法は、犯罪記録そのものが抹消される制度ではなく、プライバシー保護の観点から、本人には前科を開示する義務はないとするもので、一定の職種や状況下においては、前科の照会は認められている。

②前科とプライバシー

オーストラリアで個人情報を収集する企業には、オーストラリアの個人情報保護法（Privacy Act

1988 (Cth) : 1988年連邦プライバシー法) が適用される。同法が適用される会社は、13の原則からなる Australian Privacy Principles (APP) を遵守しなければならない (以下、「プライバシー原則」)。プライバシーの規制は、個人情報の収集とその情報の開示という2つの側面から規制される。

連邦プライバシー法では、保護の対象となる「個人情報 (personal information)」とは、「特定された個人、又は合理的に特定できる個人に関する情報又は意見」をいい、当該情報又は意見が真実であるか否か、及び当該情報又は意見がどのような形式で記録されているかを問わない、とされている (連邦プライバシー法6条)。その中でも犯罪歴はセンシティブ情報と定義されている。センシティブ情報とは、以下の事柄に関する個人の情報または意見とされている。

- (i)人種的または民族的起源、(ii)政治的意見、(iii)政治団体の会員、(iv)宗教的信念または所属、
- (v)哲学的信念、(vi)専門家または業界団体の会員、(vii)労働組合への加盟、(viii)性的指向または慣行、
- (ix)犯罪歴

このセンシティブ情報の取得については、プライバシー原則3によれば、原則として、本人の同意がない限り、収集してはならないとされている (APP 3.3)。但し、その情報の収集が法によって求められている場合や法によって収集が認められている場合には、個人の同意は必要とされていない (APP 3.4)。従って、WWC 法上においては、犯罪歴の収集は、プライバシー法上は、「法によって認められた場合」になる。さらに、WWC 法のもとでは、収集だけでなく、犯罪歴の有無が雇用主に開示されることになるため、第三者への情報開示の可否がプライバシー法上問題となる。ライバシー原則6によれば、本来は、本人の同意がなければ、情報の開示はできないが、法によって認められている場合、情報開示は認められるとされる (APP 6.2)。従って、情報の開示についても WWC 法で認める範囲で情報開示が認められることになる。なお、雇用主には WWC 申請が認められたか、却下されたかの情報が伝えられるのみで、申請者が具体的にどのような犯罪を犯したのかについては知らされていない。

また、公刊された一般的に利用可能な情報については同法の適用はないとされている (連邦プライバシー法6条)。公刊された裁判記録やテレビや新聞等で報道された犯罪情報などもこれに該当することになる。犯罪情報に関しては、基本的に、プライバシー法上の保護の対象とはなるものの、そもそも公開されている部分が多く、同情報の取り扱いには、法的には特別な注意が必要となってくる⁽²¹⁾。なお、WWC 法上従業員の犯罪情報を取得した雇用主は、守秘義務が課されており、これに違反した場合には罰金が科せられることになる (西オーストラリア WWC 法39条)。

③前科と雇用上の差別

WWC 申請ではいわゆる前科を理由に採用を断るため、雇用上の差別との関係で問題とある。オーストラリアでは、2004年8月に、オーストラリア人権委員会は犯罪歴に基づく差別に関する調査プロジェクトを開始し、2004年12月に「雇用における犯罪歴に基づく差別に関するディスカッションペーパー」⁽²²⁾を発行した。その後、同委員会のもとで「刑事記録に基づく雇用上の差別の防止に向けたガイドライン (On the Record: Guidelines for the Prevention of Discrimination in Employment on the Basis of Criminal Record)⁽²³⁾」が2005年に出された。その後、同ガイドライン (以下、「差別防

止ガイドライン」)は2007年、2012年と改訂されてきている。

オーストラリアには州法レベルにおいて差別禁止法が存在する。連邦法である人権及び機会均等委員会法 (Human Rights and Equal Opportunity Commission Act 1986 (Cth))⁽²⁴⁾によれば、差別とは、

(a)雇用または職業における機会または待遇の平等を無効にするか、または損なう効果がある、人種、肌の色、性別、宗教、政治的意見、国籍、社会的出自に基づいてなされる区別、排除、優先である。

(b)以下の要件を満たす、その他の区別、排除、または優先⁽²⁵⁾である。

(i)雇用または職業における機会または待遇の平等を無効にするか、または損なう効果を有する。

(ii)本法の趣旨から差別を構成すると規則によって宣言されたもの。

(c)但し、仕事の固有の要件に基づく特定の仕事に関する区別、排除、または優先は含まれない。

いわゆる前科に基づいて採用を断るケースは、同法(3)(1)(b)項の「その他の区別、排除」に該当することになる。また、1989年人権委員会規則 (Australian Human Rights Commission Regulations 1989)でも、明確に「刑事記録」に基づく排除を差別として挙げている⁽²⁶⁾。もっとも、人権及び機会均等委員会法3(1)(c)但書きによれば、仕事の固有の要件に基づく特定の仕事に関する区別、排除は差別ではないとしている。この「仕事の固有の要件」とは何を意味しているのであろうか。仕事の固有の要件とは、差別防止ガイドラインによれば、その人の犯罪歴が特定の仕事の固有の要件を果たすことができない場合には、差別ではないという。

同ガイドラインでは、この固有の要件をめぐってこれまで裁判所が示してきた諸原則を整理している。

1. 固有の要件は、偶発的、周辺の、偶然的なものではなく、その立場に「不可欠」なものでなければならない。
2. 固有の要件という例外的要件が行使される前に、特定の地位に基づく固有の要件を決定し、特定の従業員へのその適用を検討すべきである。これは、雇用者の責任においてすべき負担である。
3. 固有の要件は、行われるべき特定の仕事と、そのビジネスの性質やビジネスが行われる方法を含めた、職務の周囲の環境を考慮して決定されなければならない。
4. 特定の仕事に固有の要件と当該個人の犯罪歴との間に「密接な相関関係」がなければならない。その仕事と犯歴の間には「論理的なつながり」以上のものが存在しなければならない。

このような判例の考え方を踏まえた上で、ガイドラインは、雇用主がとるべき方策を示している。これによれば、まず、固有の要件とは客観的に正当化されるものでなければならない。そのためには、まず第1に、雇用主は求人に際しては、事前にその仕事の固有の要件を決定しておかなければならないとされる。すなわち、求められている業務内容、その仕事が行われる環境、その仕事の組織的な要件などを事前に認識しておく必要があるとする。その具体例として、荷物を運送する仕事を例に挙げている。運送の仕事自体は、運転免許が必要とされるが、刑事記録との関係性はない。また、その仕事内容は特殊な技術は必要とはされない。しかし、その荷物を運ぶ先の倉庫に入るた

めには、セキュリティチェックを受けることになるため、犯罪歴のある人はそのゲートを通れないことになる。⁽²⁷⁾このように、雇用主はその仕事と刑事記録との係わりが想定される状況の有無を募集の段階でチェックし、事前にその固有の要件に関連する特定の犯罪歴を示す必要がある。その上で、その実際の申請者の個々の刑事記録の内容を精査しながら、適性を評価しなければならない。差別防止ガイドラインは、上記の判例の流れを踏まえて雇用主に対して具体的な対応として10の原則を示している（【資料3】参照）。

最終的に、前科に基づく差別が行われたと思われる場合には、被害者は、人権委員会コミッショナーへの不服申し立てが認められている。同委員会の機能の1つが「差別を構成する可能性のある、あらゆる行為または慣行を調査すること」（人権委員会法31条）であり、委員会では問題の解決に向けた調停サービスも提供している。2012年では、犯罪歴に関する調査が243件行われている。⁽²⁸⁾

以上のように、オーストラリアでは、WWC法のもとでも職務と関連性のない犯罪歴をもって採用を拒否することは、差別に該当するものと考えられる。⁽²⁹⁾日本では、履歴書で前科を記載する慣行が広まってきたが、この職務関連性という考え方は、今後、無制限かつ無差別な形で犯罪歴の情報開示を求めるわが国の雇用慣行においては、示唆的である。今後、子ども保護の観点からも、職務関連性を考えていく必要があると言える。

4. まとめに代えて：わが国への示唆

わが国においては、就職活動において、昔から履歴書が広く活用されてきた。この履歴書には賞罰欄が設けられている場合が多く、賞罰欄にいう「罰」とは、一般には、前科や懲戒歴等の前歴を記載するものと理解されている。判例もこのような慣行を認め、犯罪歴の秘匿は経歴詐称として懲戒事由に当たるとする。そして、この賞罰欄にいう「罰」とは、一般には確定した有罪判決をいい、刑事事件により起訴された段階のものは含まないと解されてきた。

メッセ事件（東京地判平22年11月10日労働判例1019号13頁）では、雇用時に、服役していた事実を秘し、虚偽の経歴を記載した略歴書及び履歴書を提出したことについて、裁判所は、「労働者が雇用契約の締結に際し、経歴について真実を告知していたならば、使用者は当該雇用契約を締結しなかったであろうと客観的に認められるような場合には、経歴詐称それ自体が、使用者と労働者との信頼関係を破壊するようなものであるから、具体的な財産的損害の発生やその蓋然性がなくとも、……経歴詐称行為の性質及び態様その他の事情に照らして、解雇には客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であると認められる」と判断している。裁判所は、「労働者は、信義則上、真実を告知すべき義務を負っている」との立場をとっている。では、この真実を告げるこの告知義務はどのような場合にも認められるのであろうか。

大森精工事件（東京地判昭和60年1月30日民集35巻1号15頁）では、履歴書の賞罰欄にいう「罰」とは、一般には、確定した有罪判決をいうと解されるから、成田闘争に関連して、逮捕・勾留・起訴されたことについては告知すべき信義則上の義務を負わないとした。また、マルヤタクシー事件（仙台地判昭和60年9月19日労民集36巻4-5号573頁）では、「刑の消滅（刑法34条の2）」後の「労働者は使用者に対し既に刑の消滅をきたしている前科まで告知すべき信義則上の義務を負担するもの

ではないと解するのが相当であり、使用者もこのような場合において、消滅した前科の不告知自体を理由に労働者を解雇することはできないというべきである。」と判断している。西日本警備保障ガードマン解雇事件（福岡地判昭和49年8月15日判例時報758号34頁）では、警備業という業務の特殊性から、少年時代の非行歴、保護処分歴も就業規則上の「重要な経歴」にあたるとしつつも、少年法の趣旨に照らして履歴書の賞罰欄に非行歴まで記載すべき義務はないとした。

結局、判例によれば、採用段階における労働者には、「確定した有罪判決」についてのみ告知義務があり、それ以外の場合には告知義務は免除されていることとなる。しかし、このような峻別には検討されるべきいくつかの問題点がある。

判例は、採用段階における告知義務について信頼関係破壊の法理を採用しているため、必ずしも告知義務違反があったことで、即、懲戒解雇という構成はとっていない。即ち、当該労働者が一定期間働いており、その勤務状況に問題がない場合には、解雇を認めない場合もある。実際上は、前科を告知するかどうかは労働者の意思に委ねられており、告知をしなかったとしても告知義務違反が問われないケースもみられる。

たとえば、学校法人尚美学園事件（東京地判平成24年1月27日労判1047号5頁）では、大学の教授である原告が、被告（学校法人）に対し、以前の勤務先でのパワハラ及びセクハラ行為が問題にされたことを告知しなかったことなどを理由に、解雇されたため、解雇無効を争った事案で、裁判所は、告知すれば採用されないことなどが予測される事項について、告知を求められたり、質問されたりしなくとも、雇用契約締結過程における信義則上の義務として、自発的に告知する法的義務があるとまでみることはできないとしている。本件では、犯罪歴ではなく、懲戒に関するものであるため、裁判所も告知義務はないものと判断したと思われるが、たとえ懲戒履歴であっても、それが職場においては、職場の安全や秩序維持に関わるものであれば、当然、告知義務が発生する余地もあるのではなかろうか。

いずれにせよ告知することは、「応募者の経歴等について使用者が調査したときに労働者に求められる協力の範囲の問題であり、労働者は採用にあたって自発的に自己に不利な事実を告知する義務を負うわけではない⁽³⁰⁾」とされるように、告知義務は、かなり限定的で、有名無実なものとなってきている。

個人情報保護法でも「犯罪の経歴」を「要配慮個人情報」として、本人の同意のない情報の取得を禁止している（個人情報保護法2条、17条）ように、有罪判決情報ですら取得することは制限されてきている。この点に関しては、使用者は、採用段階において、職務と関連性のない犯罪の経歴を取得することは、同法の趣旨に反し、また、いわゆる前科のみをもって採用を拒否することは不当な差別にも該当することになるといえよう。

これまで、履歴書の賞罰欄にいわゆる前科を記載する慣行を判例も認めてきたが、このような慣行は修正されていくべきものとする。すなわち、オーストラリアのように、職務上ある特定の犯罪歴のある人については雇用ができないことを明示した上で、採用に臨むべきといえる。これまで、履歴書に前科一般の記載を求めてきたため、本来、必要のない前科情報までも雇用主が取得することになり、結果的に、犯罪者の社会復帰を阻害する要因にもなっていた可能性がある。本来、告知

義務は、職務関連性との関係で考えられるべきではなからうか。

オーストラリアと同様に、わが国でも一定の職業に関しては、犯罪歴のある人の資格を制限している。たとえば、裁判所法46条1項は、裁判官の欠格事由の1つとして、「禁錮以上の刑に処せられた者」としている。教員についても同様に「禁錮以上の刑に処せられた者」（教育職員免許法5条1項4号、学校教育法9条2号）は欠格者とされている。一方、保育士については「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者」（児童福祉法18条の5）とされている。「禁錮以上の刑」とは、死刑、懲役、禁錮を指し、罰金、拘留、科料などは含まれない。刑に処せられた者とは、判決で刑の言渡を受けた者、判決で刑の免除を受けた者、執行猶予の判決を受けた者も含まれている（刑訴333条、334条）。裁判官、教員については「禁錮以上の刑」を受けた者は資格制限を受けることになる。一方、保育士については、刑の執行が終わった者については復職の可能性が残されている。執行を受けることがなくなった者とは、刑の執行を終えた者、時効により刑の執行免除を得た者（刑31条）、刑の執行猶予期間が経過した者（同27条）、恩赦法に基づく刑の執行免除（恩赦8条）を受けた者を指す。また、禁錮刑に処せられた者であっても「刑の消滅後」には欠格事由もなくなると解されている⁽³¹⁾。

地方公務員法28条4項、16条2号（失職規定）の合憲性が問われた事件で、最高裁は、「その職の信用を傷つけたり、地方公務員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない義務があるなど、その地位の特殊性や職務の公共性があることに加え、わが国における刑事訴追制度や刑事裁判制度の実情のもとにおける禁錮以上の刑に処せられたことに対する社会的感覚などに照らせば、」目的には合理性があり、違憲ではないと判断している。（最判平元年1月17日判時1303号139頁、最判平12年12月19日判時1737号141頁、最判平19年12月13日判時1995号157頁）。

このように教員・保育士に関しては、罰金、拘留、科料などの有罪判決を受けたとしても欠格者には該当しない⁽³²⁾。さらに、懲戒免職処分を受けた者であっても地方法公務員については、処分の日から2年（地方自治法16条）、教員については3年（教育職員免許法5条1項4号、学校教育法9条2号）が経過することで復職することも可能となる。また、地方公務員については、地方公務員法が「当該」地方公共団体による懲戒免職処分という限定をしているため、他の地方公共団体においては懲戒処分は資格制限にはならないし、情報共有すらされない可能性もある。

ここまで見てきたように、懲戒免職者であっても、さらには有罪判決を受けた者であっても一定期間の経過後には職場に復帰することができる制度設計になっている⁽³³⁾。このような取扱いは犯罪者の社会更生の観点から広く推奨されてきたものといえる。犯罪者の社会更生自体は推奨されるべきであるが、昨今の状況を鑑みると、子ども保護の観点からは、一定の犯罪については職場復帰を制限する制度設計も要請されるのではなからうか。

この点と関連して、収集されるべき情報の範囲についても検討が必要といえる。判例は、犯罪者保護の観点から告知義務を有罪判決に限定してきたが、前述したようにオーストラリアのWWC法のもとでは、幅広い犯罪情報が収集されてきている。警察への通報や告訴、懲戒事由などの情報も今後、収集対象として検討されるべきであろう。

そして、最大の問題は、これまでは情報の提供は本人の届出を前提としてきたことである。すなわち、この種の情報を確かかつ正確に入手する手段がない点にある。

統一的な犯歴システムの確立に向けて

ところで、わが国では犯罪情報はどのように管理されているのであろうか。まず、検察庁では、犯歴事務規程に基づき、有罪判決を受けた者の犯歴を電算処理または犯歴票の形で、保管している。そこで収集される情報とは、起訴、不起訴処分の資料、裁判所の量刑資料、執行猶予の条件（取消事由）、累犯加重の原因となる前科、仮釈放の取消事由、常習性に関する資料、恩赦の有無などである。もっとも犯歴事務は、検察事務・裁判事務の適切な運営のために保管されているので、一般人からの照会だけでなく、行政官庁等による法令に基づく資格に関する欠格事由の調査に関しても照会には応じないことになっている⁽³⁴⁾。

市町村では、先の犯歴事務規程に基づき、地方検察庁から送付される既決犯罪通知書をもとに、犯罪人名簿を作成している。もっとも、この事務は、地方自治法上も明記されておらず、明示的な法的根拠が存在しない状況にある。犯罪人名簿には、市町村ごとに多少違いはあるものの、通常、以下のような内容が記載されているとされる⁽³⁵⁾。

- ①戸籍の表示欄（本籍、筆頭者の氏名）、②氏名及び生年月日欄、③裁判言渡し年月日及び確定年月日欄、④裁判言渡しの裁判所名欄、⑤罪名欄、⑥刑名、刑期、金額欄

この犯罪人名簿については、選挙人名簿を調製する必要があることから作成されているため、閲覧者が極めて限定され、本人でさえ閲覧できない。

少年犯罪については、未成年のときに犯した罪により刑に処せられてその執行を受け終わり、または執行の免除を受けた者については、人の資格の適用に関する法令についてはその時点から、将来に向かって刑の言い渡しを受けなかったものとみなされるが（少年法60条1項）、犯罪人名簿においても少年時犯罪として明記されることになっている。

警察庁は、過去の犯罪者の前科に関する犯罪情報のデータベースを保有し、独自の警察情報システムを構築している。各都道府県の警察における照会センターを通じて被疑者等の情報を提供している。従って、この種の犯罪情報の利用は警察内部の関係者に限定されている。しかし、例外的に、警察庁は、犯罪経歴証明書申請手続きとして、犯罪経歴証明書を発行している。これは、海外渡航相手国の公的機関からの要請に基づき、外国渡航者に対して証明書（「無犯罪証明書」「渡航証明書」などと呼ばれる）の発行を行っている。

学校現場では、児童・生徒へのわいせつ問題を起こした教員の処分情報が共有されていなかったとして、文部科学省は「教員免許管理システム」を大幅に改善する方針を決めている。文科省は、懲戒免職や禁錮以上の刑で免許が失効した教員の再任用を防ぐため2019年度から全国の教委が処分歴をチェックできるシステムの本格運用を始めた。各教育委員会が官報に公告した教員名などの情報をデータベース化し、各教委の採用担当者が名前を打ち込んで検索すれば該当するかどうか即座に分かる仕組みだという。しかし、「社会復帰の権利はある」として情報は原則、失効期間の3年間しか登録されず、5年前にわいせつ行為で処分を受けた教員の情報は反映されないという（毎日新聞2020年1月20日）。

厚生労働省は、上記平塚事件を契機に省令改正を行い、都道府県に対し、市区町村が保有する犯罪人名簿に記載される犯罪歴情報の活用を促す通知を出した。厚生労働省子ども家庭局長通知「保育士

登録の取消しに関する事務について」(平成30年3月20日)において、都道府県は、保育士が勤務する管内の施設等に対し、当該施設等に勤務する保育士が逮捕されるなど、欠格事由に該当するおそれが生じた場合において、当該保育士の氏名、住所、生年月日及び保育士登録番号その他の必要な情報の報告を当該施設に求め、当該施設等の所在地の市町村等に対し、情報提供を求めるとともに、報告のあった事案の裁判の傍聴等により、その裁判等の状況の把握に努め、欠格事由に該当するおそれがあると認めた場合、適宜、当該保育士の本籍地の市町村に対し、保育士の犯罪の経歴に関する情報の照会を行うこととしている。

わが国では、検察庁、警察庁、文科省、厚労省、市町村のそれぞれのレベルで独自の犯罪情報が取り扱われている。しかし、これら情報の共有化ができないために、学校や保育の現場にしわ寄せがきているといえる。「本籍市町村への問い合わせ」とか、「裁判傍聴」など過重な負担とともに、とても情報全体を網羅できる体制ができるとは思えない。少なくとも、警察庁で外国渡航者に対して発行されている「無犯罪証明書」のようなものが広く利用できるような方向で検討ができないであろうか。

この情報共有化とともに重要となってくるのが独立した審査機関の存在である。現行制度では、性犯罪等で禁錮刑に処せられた者であってもその執行が終わってから現場復帰することができることである。懲戒免職の場合でも教員については3年であるが、保育士については2年(児童福祉法18条の5・2号)で復帰することが可能とされている。「社会復帰の権利」を認めつつもオーストラリアのような審査ユニットの審査を経た上で職場復帰を決めるべきではなかろうか。これは、法改正が必要な部分もあるが、少なくとも過去の犯罪歴を精査した上で、子どもと接することが危険ではないかどうかを判断する専門の組織が必要といえよう。

そして、もう1つの鍵となるのが、収集される情報の範囲である。判例は、犯罪者の保護の観点から告知義務を有罪判決に限定してきた。しかし、有罪判決以外の情報の取得が求められる場合も想定される。例えば、児童に対するわいせつ行為等についてはその証言能力などから有罪判決に至るのが非常に難しい場合もあり、子どもの保護を貫徹するためには、有罪判決に限定するのではなく、幅広く、告訴や通報情報、懲戒事由なども斟酌される制度が望ましいといえる。

WWC制度では、本人がカード申請を行い、その結果についても本人しか分からないようにしておくことで、プライバシーも保持されるものと考えられる。採用する側は本人がカードを保持しており、そのカード番号を照会して適合者がどうかを確かめることができる仕組みがあれば、一定の範囲でプライバシーは保護される。また、わが国の現行制度のもとでは、本人ですら、容易に犯歴情報を知ることができない状況にある。たとえば、警察庁情報管理システムへの誤った犯歴情報の登録誤った犯歴が16年間登録され、それを利用してたびたび捜査、起訴、裁判を受けたことにより、精神的損害を受けたとして国家賠償が求められた事件がある(大阪高等裁判所平成23年3月29日訟務月報58巻1号1頁)。自己情報をコントロールするためにももう少しオープンな制度が求められるといえる。

子どもに対する暴力や性犯罪が続発する、現代社会においては、残念ながら、オーストラリアのようなWWC制度の導入を検討する時期にきているといえるのではなかろうか。ただし、この制度

はあくまで入口規制であって、実際に子どもと接する大人たちが全て安全であることを保証するものではない。WWC法では、雇用主にカード保有者であっても問題が発生した場合には通報義務を課し、違反した場合には罰則も科している。いわゆるコンプライアンスをモニタリングしていくこともこの制度を機能させる重要な要素である。

本研究の一部はJSPS科研費JP19K01320の助成を受けたものです。

- (1) 本稿では、家庭における児童虐待も重要な問題であると認識しているが、今回は取り扱わない。なお子どもが被害者となり易い状況について、森田ゆり『子どもが出会う犯罪と暴力』（日本放送出版協会、2006年）参照。
- (2) 拙著『『体罰』をめぐる法的解釈の変遷とその時艱』中京大社会科学研究35 巻1・2号67頁以下（2015年）において、体罰を許容する判例の問題点とともに法的な限界を指摘した。
- (3) 教員によるわいせつ行為の発生率は他よりも1.4倍高いという報告もある（森脇正博、榊原禎宏「教員の「わいせつ行為」に関する統計的再分析——学校種間の発生率の検討——」京都教育大学紀要132号（2018）77頁以下参照）。
- (4) 例えば、学習塾内で教え子の女子高校生（17）にわいせつ行為をしたとして、強制わいせつの疑いで、学習塾経営者の男（63）が逮捕されている（産経新聞2018.8.31）。
- (5) 同報告書については下記サイトを参照(https://www.hrw.org/sites/default/files/media_2020/07/japan0720jp_web.pdf)。
- (6) <https://www.olympic.org/news/ioc-and-joc-discuss-measures-to-eradicate-harassment-and-abuse-in-japanese-sport>
- (7) 石堂典秀「スポーツにおける暴力・ハラスメントに対する海外での取り組み事例」日本スポーツ法学会26号（2019年）86頁以下参照。
- (8) たとえば、被害者が裁判を起こしても周りの保護者たちが非協力的な態度を示す場合があることについては、池谷孝司『スクールセクハラ：なぜ教師のわいせつ犯罪は繰り返されるのか』（幻冬舎、2017年）、鳥沢優子『桜宮高校バスケット部体罰事件の真実：そして少年は死ぬことに決めた』（朝日新聞出版、2014年）等参照。
- (9) なごや部活動人材バンクについては、<https://jinzaibank-nagoya.jp/> 参照。
- (10) Explanatory Memorandum, Working with Children (Criminal Record Checking) Bill 2004 [https://www.parliament.wa.gov.au/Parliament/Bills.nsf/7BE27330CBD3527148256F330022A2A3/\\$File/EM-Bill%2B347.pdf](https://www.parliament.wa.gov.au/Parliament/Bills.nsf/7BE27330CBD3527148256F330022A2A3/$File/EM-Bill%2B347.pdf)
- (11) 「2019年西オーストラリア政府監査WWC報告書 (Western Australian Auditor General's Report, *Working with Children Checks — Follow-up*, 2019.)」参照 (<https://audit.wa.gov.au/reports-and-publications/reports/working-with-children-checks-follow-up/>)。
- (12) *Ibid.*, p.18.
- (13) 本調査の契機となったのが、カソリック教会での児童虐待事件であった (Budiselik, B. and Crawford, F. and Chung, D. 2014. *The Australian Royal Commission into Institutional Responses to Child Sexual Abuse: Dreaming of Child Safe Organisations?*, Social Science, 2014, 3(3) pp. 565-583.)。
- (14) The Royal Commission into Institutional Responses to Child Sexual Abuse, *The Working With Children Checks Report* 2015. <https://www.childabuseroyalcommission.gov.au/working-children-checks>
- (15) この調査報告は6巻からなる膨大な調査報告書となっている。小児性愛者に関する内容は第4巻

の部分となっている (Royal Commission into the New South Wales Police Service, *Final Report Vol.4: The Pedophile Inquiry*)。

- (16) なお、18歳以下の子どもを適用除外にすることについては、議論がされていた。18歳以下の子どもであっても児童虐待に関与する可能性はあるが、この問題については別の枠組みで検討すべきとされた。また、西オーストラリアでみられたような学生免責は適用しないものとされた。(Ibid., p.65)。
- (17) また、勧告(勧告11)では、プライベートな取り決めについては、対象にならないとしている。これは、王立委員会によれば、近くの友人の子どもを預かるとか、子どもの友達をキャンプに連れていく行為がこれに該当するとしている (Ibid., p.70)。
- (18) WWC法に関しては、Bronwyn Naylor, Moira Paterson, Marilyn Pittard, 'In the Shadow of a Criminal Record: Proposing a Just Model of Criminal Record Employment Checks' (2009) Melbourne University law review, 32 (1), 171-198; William Budiselik, Frances Crawford & Joan Squelch 'The Limits of Working with Children Cards in Protecting Children' (2009) Australian Social Work, 62, 339-352; Clare Tilbury, 'Working with children checks — time to step back?' (2014) Australian Journal of Social Issues, 49 (1), 87-100.
- (19) 西田典之『刑法総論第3版』(弘文堂、2019年)468頁、大塚仁他編『大コンメンタール刑法第1巻』(青林書院、2013年)〔栗田＝川端〕677頁参照。
- (20) Queensland: The Criminal Law (Rehabilitation of Offenders) Act 1986 ; New South Wales: The Criminal Records Act 1991; Northern Territory: The Criminal Records (Spent Convictions) Act 1992; Western Australia: The Spent Convictions Act 1988; Tasmania: The Annulled Convictions Act 2003; South Australia: The Spent Convictions Act 2009; ヴィクトリア州においては立法ではなく、警察の規則に基づいて運用されている。
- (21) 上村都「前科とプライバシー」樋口陽一、上村貞美、戸波江二編『日独憲法学の創造力：栗城壽夫先生古稀記念 上巻』(信山社、2003年)476頁参照。公開された情報については、近年、わが国でも「忘れられる権利」が問題となってきているように、永久に公開され続けるのかという問題がある。最近、最高裁は、過去の逮捕されたことの事実についてウェブサイトの検索結果から削除することを認めている(最高裁平成29年1月31日決定民集1巻1号63頁)。
- (22) HREOC, *Discrimination in Employment on the Basis of Criminal Record: Discussion Paper*, <https://humanrights.gov.au/our-work/human-rights-discrimination-employment-basis-criminal-record>
- (23) HREOC, *On the Record: Guidelines for the Prevention of Discrimination in Employment on the Basis of Criminal Record* (https://humanrights.gov.au/sites/default/files/content/human_rights/criminalrecord/on_the_record/download/otr_guidelines.pdf).
- (24) なお、本規定は、ILO「1958年差別(雇用と職業)に関する条約(ILO111)」に基づくものである。
- (25) 差別防止ガイドラインによれば、「区別、排除、または優先」とは、求職の拒否、昇進がないこと、職場でのハラスメント、職場や昇進や研修がないことが含まれるとする。また、間接的な差別も含まれるとする。ボランティアは同法の対象には含まれていない。また、本人だけでなく、友人や家族の犯罪歴による誹謗や差別も同法の射程に含まれている(前掲注(22)「差別防止ガイドライン」8頁参照)。
- (26) 1989年人権委員会規則(Human Rights Commission Regulations 1989)は、次の根拠に基づく区別、排除、優先は差別であると規定している。(i)年齢、(ii)医療記録、(iii)犯罪歴、(iv)機能障害、(v)婚姻上の地位、(vi)精神的、知的または精神的障害、(vii)国籍、(viii)身体障害、(ix)性的志向、(x)労働組合活動。

なお、同規則は2019年に改正され、犯罪歴は、「無関係の犯罪歴」に修正されている。

- (27) 刑事記録のチェックが必要とされる職業としては以下の職業が挙げられている（前掲注（22）「差別防止ガイドライン」18頁参照）。
- 教育
 - ゲームとレース
 - 看護職、
 - 警察
 - 輸送業者
 - 警備担当者
 - タクシー運転手
 - 刑務所での業務（correctional service）
 - 法曹
 - 中古品のディーラーや質屋
- (28) Australian Human Rights Commission, *Annual Report 2012-2013*. (https://humanrights.gov.au/our-work/commission-general/publications/annual-report-2012-2013?_ga=2.100529052.321660230.1598332815-80808962.1594028856)
- (29) たとえば、子ども関連の仕事に就けない犯罪歴のある人は即座に解雇されるわけではなく、その職場内での子どもと直接接しない仕事は行うことができるとされている。
- (30) 西谷敏『労働法 第3版』（日本評論社、2020年）163頁参照。
- (31) 牧柁名、土屋基規、三輪定宣『コンメンタール教育法 V』（成文堂、1978年）65頁、「基本法コンメンタール地方公務員法（別冊法学セミナー）」（日本評論社、2016年）〔下井〕76頁参照。
- (32) 裁判によっては、この欠格事由を配慮して禁錮刑を回避する事例もある。例えば、公務員による交通人身事故につき、原判決後の情状と失職の不利益の点を併せ考慮して罰金刑の選択が相当とされた事例（大阪高判昭和61年12月24日判例タイムズ630号221頁）がある。なお、保育士に関しては、児童福祉法に反した罰金の刑も対象となる場合がある（児童福祉法18条の5・3号）。
- (33) 職場復帰の理由として、懲戒免職者であっても同期間中に本人の反省が期待されることが挙げられている（「基本法コンメンタール地方公務員法（別冊法学セミナー）」（日本評論社、2016年）〔下井〕76頁参照）。
- (34) 富永康雄『前科登録と犯歴事務 五訂版』（日本加除出版、2016）7頁以下参照。
- (35) 前掲注（34）富永36頁以下参照。

【資料1】

西オーストラリア州 WWC 法のもとで申請対象となる職業

- ・子どもの保育サービス
- ・1999年学校教育法に基づいて登録されたコミュニティ幼稚園
- ・子どもを対象とする教育機関（1999年学校教育法で定義されている学校を含む）が、WWC 規制で規定されている法律または教育機関で認められている大学は含まれない。
- ・あらゆる種類のコーチングまたはプライベートの授業サービス。ただし、個人的なあるいは家族内で締結された非公式の取り決めは含まれない。
- ・子どもの宿泊または子どものケアのための取り決め。これは、居住施設または個人住宅にかかわらず、当該子どもの親または子どもの親族によって提供された宿泊または世話の非公式な手配は含まれない。
- ・2004年児童福祉サービス法に基づく施設やケアの手配
- ・2004年児童福祉サービス法で定義されているように、その法律の下でオフィサーに与えられた機能の履行（オフィサーとは、1994年の公共部門マネジメント法に基づく公務員としてコミュニティ局によって雇用または従事されている人を意味する）。
- ・1994年青少年犯罪者法第3条で定義されている拘留センター。
- ・地域の児童保健サービス。
- ・カウンセリングやその他のサポートサービス。
- ・宗教団体
- ・多くの数の子どもの関与する、あるいは多くの子どもの会員数を伴うクラブ、協会または運動活動（文化的、レクリエーションまたはスポーツの性質を含み、法人化されているかどうかを問わない）。ただし、個人的なあるいは家族内で締結された非公式の取り決めは含まれない。
- ・一般的に、子どもが患者である公立または私立病院の病棟
- ・ベビーシッターまたはチャイルドマインドサービス。ただし、個人的なあるいは家族内で締結された非公式の取り決めは含まれない。
- ・宿泊を伴うキャンプ、宿泊施設の種類や子どもの人数に関係ない。
- ・子ども向けの送迎サービス。
- ・登校サービス。子どもが学校に出入りする際に道路を横断するのを支援するために提供されるサービス。
- ・子どもの娯楽またはパーティーサービス。
- ・その他法規等で定められた仕事

【資料 2】

Working with Children (Criminal Record Checking) Act クラス別犯罪

(西オーストラリア政府 WWC Factsheet 3をもとに作成)

○クラス 1 犯罪

西オーストラリア州刑法 (Criminal Code)

- s.186 違法な性的知識を目的として子どもが敷地内にいることを許可している占有者または所有者 (子どもが13歳未満の場合)
- s.221BD 子どもとの親密な映像の流布
- s.320(2) 13歳未満の子どもと性交すること
- s.320(3) 13歳未満の子どもが性的行動に従事することを調達、扇動、または奨励すること
- s.321A 16歳未満の子どもとの継続的な性行為 (子どもが13歳未満の場合で、その犯罪に少なくとも1回の性行為が含まれている)
- s.325 同意なしの性交 (相手が13歳未満の場合)
- s.326 加重される同意なしの性交 (相手が13歳未満の場合)
- s.327 性的強制 (相手が13歳未満の子どもである場合)
- s.328 加重される性的強制 (相手が13歳未満の子どもである場合)
- s.329(2) 直系または事実上の子どもであることを知りながらの性交 (子どもが13歳未満の場合)
- s.329(3) 血縁者であることがわかっている子ども、または事実上の子どもが性的行動に従事することを調達、扇動、または奨励すること (子どもが13歳未満の場合)

1914年連邦犯罪法 (Crimes Act 1914 of the Commonwealth)

- s.50BA 16歳未満の子どもとの性交 (その子どもが13歳未満の場合)
- s.50BB 16歳未満の子どもに性交を誘発すること (その子どもが13歳未満の場合)

1995年連邦刑事法 (Criminal Code Act 1995 (Commonwealth))

- s.272.8(1) 国外において、子どもと性交を行うこと (相手が13歳未満の子どもである場合)
- s.272.8(2) 国外において、被疑者の前で子どもに性交をさせること (相手が13歳未満の子どもである場合)

○クラス 2 の犯罪

西オーストラリア州刑法 (Criminal Code)

- s.181 動物との性交 (carnal) の知識
- s.186(1) 違法な性的知識を目的として子どもが敷地内にいることを許可している占有者または所有者 (犯罪が犯された子どもが13歳以上の場合)
- s.187 西オーストラリア州外での子どもに対する性犯罪の助長
- s.204B 16歳未満の子どもに対して電子的コミュニケーションを利用して、わいせつ物を入手

- したり、それらにさらしたりすること
- s.217 子どもの搾取への関与
- s.218 子どもの性的搾取素材の作成
- s.219 子どもの性的搾取素材の流布
- s.220 子どもの性的搾取素材の所持
- s.221BD 子どもの親密な画像の流布
- s.279 殺人
- s.280 過失致死
- s.281 傷害致死
- s.290 胎児の殺害
- s.297 重大な傷害
- s.320(4) 13歳未満の児童に対するわいせつな行為
- s.320(5) 13歳未満の児童にわいせつな行為を行うように調達、扇動、または奨励すること
- s.320(6) 13歳未満の子どものわいせつな記録
- s.321 13歳以上、16歳未満の児童に対する性的犯罪
- s.321A 16歳未満の子どもの継続的な性的な行為（子どもが13歳未満の場合で、その犯罪に性行為が含まれない場合）
- s.322 権限ある者による16歳以上の子どもに対する性犯罪
- s.323 強制わいせつ
- s.324 加重される強制わいせつ
- s.325 同意のない性交
- s.326 加重される同意のない性交
- s.327 性的行為の強制
- s.328 加重される性的行為の強制
- s.329(2) 血縁者または事実上の子どもであることを知りながらの性交（子どもが13歳以上の場合）
- s.329(3) 血縁者または事実上の子どもであることを知りながら、その子どもが性的行為に従事することを調達、扇動、または奨励すること（子どもが13歳以上の場合）
- s.329(4) 血縁者または事実上の子どもであることを知りながらその子どもとのわいせつ行為
- s.329(5) 血縁者または事実上の子どもであることを知りながら、その子どもを調達、扇動、または奨励して、わいせつな行為をする。
- s.329(6) 血縁者または事実上の子どもであることを知りながら、その子どものわいせつな記録を行うこと。
- s.330 無能力者に対する性犯罪
- s.331B 性的奴隷
- s.331C 性的奴隷等のビジネスを行うこと

- s.331D 商業的性的サービスのための欺罔的な勧誘
- s.332 子どもの誘拐
- s.343 子どもの略取

1996年クラスフィケーション（出版物、映画、コンピューターゲーム）施行法（Classification
(Publications, Films and Computer Games) Enforcement Act 1996)

- s.60 児童ポルノ
- s.101 猥褻な作品の犯罪（猥褻な作品が児童ポルノの場合）

1981年薬物乱用法（Misuse of Drugs Act 1981)

- s.7B(4) 子どもへの麻薬道具の販売
- s.19B(2) 子どもへのアイスパイプの販売または販売の申し出

2000年売春法（Prostitution Act 2000)

- s.16 子どもに売春婦としての行動を引き起こす、許可する、または求めること
- s.17 児童による売春の対価を受け取ること
- s.18 子どもによる売春を合意すること

2004年児童および地域奉仕法（Children and Community Services Act 2004)

- s.101 重大な危害から子どもを保護することの懈怠
- s.102 監視下でない子どもを車に置き去りにする
- s.192 児童をわいせつ、卑猥な方法でまたはポルノの形で実演させるために、子どもを雇用する、または雇用することを許可すること

1914年連邦犯罪法（Crimes Act 1914 of the Commonwealth)

- s.50BA 16歳未満の子どもとの性交（犯罪を犯した子どもが13歳以上の場合）
- s.50BB 16歳未満の子どもに性交を誘発すること（犯罪を犯した子どもが13歳以上の場合）
- s.50BC 16歳未満の子どもを含む性行為
- s.50BD 16歳未満の子どもを性行為に関与させる
- s.50DA パート IIIA に対する犯罪からの利益の取得
- s.50DB パート IIIA に対する犯罪の奨励

1901年連邦関税法

- s.233BAB 関税法 tier2の商品に関連する特別な犯罪（犯罪が児童ポルノまたは児童虐待素材のアイテムを含む場合：233BAB(h) 項違反）

1995年刑法法（連邦）

- s.271.4 子どもの人身売買
- s.271.7 子どもの国内人身売買
- s.272.8(1) オーストラリア国外の子どもとの性交に従事すること（犯罪の対象となる子どもが13歳以上の場合）
- s.272.8(2) オーストラリア国外で被告人の立会いのもとで子どもに性交をさせる（犯罪が犯された子どもが13歳以上の場合）
- s.272.9(1) オーストラリア国外の子どもとの性行為に従事する
- s.272.9(2) オーストラリア国外で被告人がいる場合に子どもに性的行為をさせる
- s.272.10 加重犯罪——精神障害のある子ども、または被告人の世話、監督または権限下にある子どもに対する犯罪
- s.272.11 オーストラリア国外での継続的な子どもへの性的虐待
- s.272.12(1) オーストラリア国外の若者との性交——被疑者が信頼または権限のある人の場合
- s.272.12(2) オーストラリア国外で被告人がいる場合に若者に性交をさせる——被疑者が信頼または権限のある人の場合
- s.272.13(1) オーストラリア国外の若者との性的行為——被疑者が信頼または権限のある人の場合
- s.272.13(2) オーストラリア国外で被告人がいる場合に若者に性的行為をさせる——被疑者が信頼または権限のある人の場合
- s.272.14 オーストラリア国外で性行為に従事する子どもを調達する
- s.272.15 オーストラリア国外で性的活動に従事する子どもを「グルーミング」すること
- s.272.18 デイビジョン272に対する犯罪から利益を得ること
- s.272.19 デイビジョン272に対する犯罪の奨励
- s.272.20(1) 子どもとの性交またはその他の性行為を含む犯罪の準備または計画
- s.272.20(2) 未成年者との性交またはその他の性的行為を含む犯罪の準備または計画
- s.273.5 オーストラリア国外で児童ポルノを所持、管理、制作、流布または入手すること
- s.273.6 オーストラリア国外での児童虐待素材の所持、管理、作成、流布、または入手
- s.273.7 加重犯罪——3回以上、2人以上の行為を含む犯罪
- s.309.2 子どもへの規制薬物の供給
- s.309.3 人身売買目的で市場取引量の規制薬物を子どもに供給すること
- s.309.4 人身売買目的で子どもへの規制薬物の供給
- s.309.7 人身売買目的の子どもに市場取引量の規制薬物を調達すること
- s.309.8 人身売買目的の子どもに規制薬物を調達すること
- s.309.10 人身売買準備のため、子どもに市場取引量の規制薬物を調達すること
- s.309.11 人身売買準備のため、子どもに規制薬物を調達すること
- s.309.12 国境管理された薬物や植物の市場取引の輸入または輸出のため子どもを調達すること
- s.309.13 国境管理された薬物または植物の輸入または輸出のため子どもを調達すること

- s.309.14 国境管理されたプリカーサー (precursor) の市場取引の輸入または輸出のため子どもを調達すること
- s.309.15 国境管理されたプリカーサー (precursor) を輸入または輸出のため子どもを調達すること
- s.310.2 14歳未満の子どもを違法な製造の危険に晒すこと
- s.310.3 違法な製造に晒された14歳未満の子どもに有害な結果をもたらすこと
- s.310.4 加重犯罪 — 規制薬物およびプリカーサー (precursor) の製造
- s.471.16(1) 児童ポルノ素材を郵便または類似のサービスによって運ばれるようにする
- s.471.16(2) 児童ポルノ素材を郵送または類似のサービスで運ぶように要求する人
- s.471.17 郵便または類似のサービスを通じて使用するための児童ポルノ素材の所持、管理、製造、供給、または入手
- s.471.19(1) 児童虐待素材を郵送または類似のサービスによって持ち込むこと
- s.471.19(2) 児童虐待素材を郵送または同様のサービスで運ぶように要求する人
- s.471.20 郵便または類似のサービスを通じて使用目的での児童虐待素材の所持、管理、製造、供給または入手
- s.471.22 加重犯罪 — 3回以上、2人以上の行為を含む犯罪
- s.471.24 16歳未満の子どもを性行為に従事させるために郵便または類似のサービスを利用する
- s.471.25 郵便または類似のサービスを使用して、16歳未満の子どもの「グルーミング」
- s.471.26 16歳未満の児童にわいせつ物を送るための郵便または類似のサービスの使用
- s.474.19 児童ポルノ素材の輸送サービスの使用
- s.474.20 運送サービスを通じて使用するための児童ポルノ素材の所持、管理、製造、供給または入手
- s.474.22 児童虐待素材の運送サービスの使用
- s.474.23 輸送サービスを通じて使用するための児童虐待素材の所持、管理、製造、供給、または入手
- s.474.24A 加重犯罪 — 3回以上、2人以上の行為を含む犯罪
- s.474.25A(1) 運送サービスを使用して16歳未満の子どもと性的行為に従事すること
- s.474.25A(2) 16歳未満の子どもに、キャリッジサービスを使用して他の人と性的行為をさせる
- s.474.25B 加重犯罪 — 精神障害のある子ども、または被告人の世話、監督または権限下にある子どもに対する犯罪
- s.474.25C 16歳未満の人に対して、性的行為のために調達する目的で、あるいは性的行為を行う目的で、または危害を与える目的で、計画・準備をするために運送サービスを利用すること
- s.474.26 運送サービスを使用して16歳未満の人を調達する
- s.474.27 16歳未満の人を「グルーミング」するためにキャリッジサービスを使用すること
- s.474.27A 16歳未満の子どもにわいせつな通信を送信するためのキャリッジサービスの使用

【資料3】

刑事記録に基づく雇用上の差別の防止に向けたガイドライン

以下のガイドラインは、犯罪歴のある人を雇用する際の職場ポリシーおよび実践のベストプラクティスの基礎となります。

1. 雇用主は、求職者との間で、または従業員との間で、犯罪歴情報のオープンで誠実な交換を促す職場環境を作る必要がある。
2. 雇用主は、特定の犯罪の有罪判決や犯罪が職務の固有の要件に関連していることを確認した場合に限り、求職者や従業員に特定の犯罪歴情報を開示するよう求めるべきである。
3. 採用段階での口頭および書面による質問は、刑期終了法の適用除外が該当しない限り、求職者や従業員に刑期終了の有罪判決を開示することを要求してはならない。
4. 求人の広告と求人情報には、その職業が警察のチェックの要件であるかどうかを明確に記載する必要がある。その場合は、犯罪歴のある人が自動的に申請を禁止されていないことも明記する必要がある（法律に基づく特別な要件がない限り）。
5. 犯罪歴の確認は、求職者または現在の従業員の書面による同意がある場合にのみ行うことができる。
6. ある人の犯罪歴に関する情報は、常に私的かつ機密に保管され、意図された目的にのみ使用されるべきである。
7. 求職者または従業員の犯罪歴の関連性は、彼または彼女が行う必要のある仕事の固有の要件およびそれが実行されなければならない状況に対してケースバイケースで評価されなければならない。犯罪歴は一般的に人の雇用を絶対的な障害事由にはならない。
8. 雇用決定の際に雇用主が犯罪歴を考慮に入れる場合、ほとんどの場合、雇用主は求職者または従業員に、必要に応じて、有罪判決や犯罪歴に関する詳細情報、犯罪、犯罪を取り巻く状況、人物照会、その他の情報を提供する機会を与える必要がある。
9. 犯罪歴情報が関連すると考えられる場合、雇用主は、犯罪歴のある人々の雇用に関する文書化された方針と手続きを用意する必要がある。さらにそれは、採用、雇用、解雇を含む、既存の機会均等雇用ポリシーに組み込まなければならない。
10. 犯罪歴情報が関連すると考えられる場合、雇用主は、関連する差別禁止法に関する情報を含め、犯罪歴のある人物を雇用する際の職場の方針と手続きについて、求人と選考に関わるすべてのスタッフを訓練する必要がある。